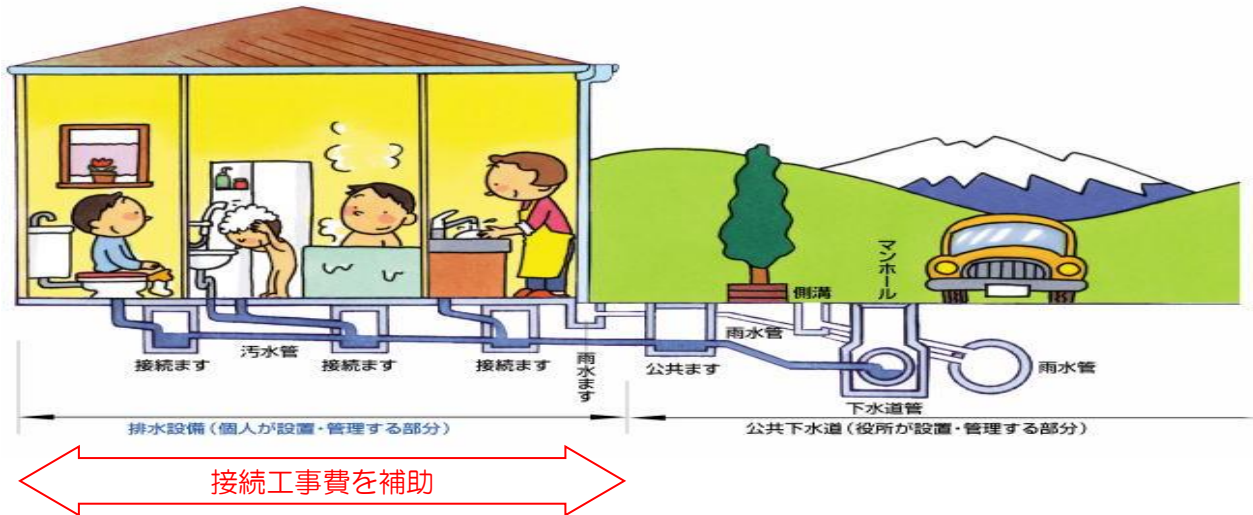


# 下水道や農業集落排水施設へ接続する方へ

予算に応じて実施しておりますので、事前に必ず下水道課までご相談ください。

## 対象者

- ・既設の浄化槽またはくみ取り便所を廃止して下水道・農業集落排水へ接続する方
- ・下水道・農業集落排水供用開始区域内の方
- ・接続工事の実施にあたって土地の所有者、建物の所有者または土地所有者等の同意を得た方
- ・市税等(下水道受益者負担金・農業集落排水受益者分担金を含む)を滞納していない方
- ・令和6年 3月15日までに補助金交付請求書の提出ができる方



## 補助内容

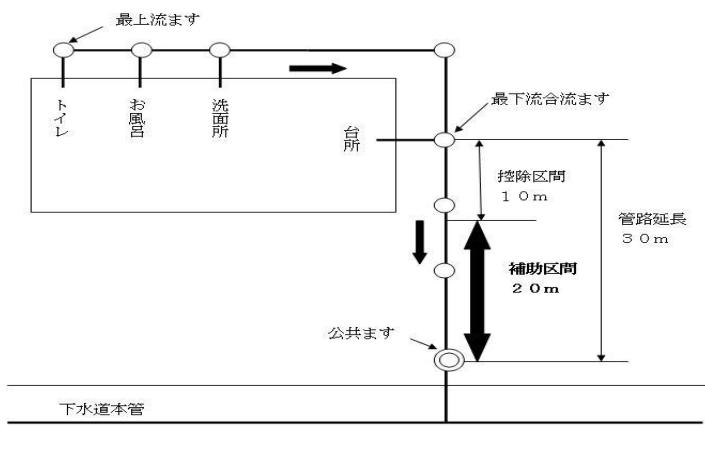
条件	補助限度額
<p>一緒に住んでいる方の中で、<u>18歳未満の方、65歳以上の方がいる場合、なおかつ</u>  <u>一緒に住んでいる方の中で、収入のある方全員の課税対象所得の合計額が、348万円以下である場合</u></p>	<p>① <b>35万円</b>                      または工事費のいずれか少ない額</p>
<p>上記の内容に当てはまらない場合                      (税金等を完納している方には必ず補助します)</p>	<p>② <b>4万円</b>                      または工事費のいずれか少ない額</p>

補助内容	条件	補助限度額
長距離工事	屋内からの排水が合流する最下流ますから10メートル下流の位置を基準として公共汚水ますまでの排水設備区間を整備する工事	③ <b>10万円</b> 配管延長1mにつき5,000円を乗じた額

②・③のいずれにも該当する場合は、補助限度額10万円を補助する。

①・③のいずれにも該当する場合は、補助限度額35万円を補助する。

## ※長距離工事の補助の考え方



＜左参考図の場合・・・＞

配管延長(30m) — 控除区間(10m)  
= 補助対象の区間(20m)

補助配管延長1mにつき5,000円を  
補助するので、

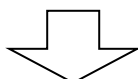
補助区間(20m) × 5,000円 / m  
= 補助金額は 100,000円 です。

## 補助を受けるには

I 石岡市が指定する排水設備指定工事店へ工事に関する費用など問い合わせをしてください。

※ 複数の指定工事店から見積もりを取得することをおすすめしています。

指定工事店に関する情報については、市役所下水道課にお問い合わせか、もしくは石岡市ホームページ「下水道」をご覧ください。



II 接続工事を行う前に申請書および書類を提出してください。

- (1) 排水設備接続支援補助金交付申請書
- (2) 排水設備計画申請書の写し
- (3) 市税等の納付を証明するもの(完納証明書など)
- (4) その他、市長が必要と認める書類
- (5) 一緒に住んでいる方の分かる住民票(住民票謄本など)
- (6) 収入のある方全員の課税(非課税)証明書
- (7) 接続工事見積書の写し
- (8) 工事前写真(下水道に接続されていないことがわかるもの)

補助限度額  
35万円に該当  
するときに**限り**必  
要な書類



III 接続工事完了後に実績報告書及び書類を提出してください。

- (1) 排水設備改造工事实績報告書
- (2) 接続工事費の領収書
- (3) 接続工事完了のわかる写真 ← 補助限度額 35万円に該当するときに限り必要な書類
- (4) 排水設備接続支援補助金交付請求書

**予算に応じて実施しておりますので、事前に必ず下水道課までご相談ください。**

分からないことがありましたら、気軽にお電話ください

— お問い合わせ —

石岡市役所 都市建設部 下水道課 (本庁2階)

電話：0299-23-1111 (代表)

電話：0299-23-7742 (直通)